

第 74 回 統計委員会 議事録

1 日 時 平成 26 年 3 月 24 日（月） 17：30 ～ 18：10

2 場 所 中央合同庁舎 4 号館 11 階 共用第一特別会議室

3 出席者

【委員】

西村委員長、中島委員長代理、川崎委員、北村委員、西郷委員、白波瀬委員、中村委員、野呂委員、廣松委員、前田委員

【統計委員会運営規則第 3 条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣官房総合政策課調査統計官、文部科学省生涯学習政策課調査統計企画室専門官、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部統計企画管理官、経済産業省大臣官房調査統計審議官、国土交通省総合政策局情報政策課課長、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局等】

前川内閣府官房審議官、井内内閣府官房審議官、村上内閣府大臣官房統計委員会担当室長、清水内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、平山総務省政策統括官（統計基準担当）、横山総務省政策統括官付統計企画管理官

4 議 事

- (1) 諮問第 62 号の答申「医療施設調査の変更について」
- (2) 諮問第 63 号の答申「患者調査の変更について」
- (3) 諮問第 65 号「商業動態統計調査の変更及び商業動態統計調査の指定の変更について」
(諮問)
- (4) 統計委員会専門委員の発令等について
- (5) その他

5 議事録

○西村委員長 定刻より 2 分早いですけれども、全員おそろいですので、ただいまから第 74 回「統計委員会」を開催いたします。

本日は、黒澤委員、津谷委員、中山委員が所用のため御欠席です。

それでは議事に入る前に、本日用意されている資料について、事務局から簡単に確認をお願いいたします。

○村上室長 では、お手元の資料につきまして、議事の内容とあわせて紹介いたします。御確認お願いいたします。

本日は、12月から人口・社会統計部会で審議されておりました2つの基幹統計調査に関する答申案について御報告いただくとともに、新たにもう一つの基幹統計調査の諮問があります。資料は5つあります。

資料1、資料2は、医療施設調査の変更、患者調査の変更についての答申です。

資料3は、新たに諮問を受けます商業動態統計調査の変更及び商業動態統計調査の指定の変更についての諮問。

資料4は統計委員会の新任専門委員名簿。

資料5は部会に属すべき専門委員の指名に対応しております。

私からの説明は以上です。

○西村委員長 それでは、議事に入りたいと思います。

人口・社会統計部会において審議されています諮問第62号の答申「医療施設調査の変更について」及び諮問第63号の答申「患者調査の変更」につきまして、人口・社会統計部会の白波瀬部会長から御説明お願いいたします。

○白波瀬委員 少々お時間をいただきますが、よろしくお願いいたします。

諮問第62号「医療施設調査の変更について」及び諮問第63号「患者調査の変更」については、昨年12月13日に開催されました統計委員会において、総務大臣から諮問され、人口・社会統計部会に審議が付議された後、1月10日、同24日、2月7日及び3月4日の計4回審議を行い、今回答申案をまとめるに至りましたので報告いたします。

お手元の資料1が「医療施設調査の変更について（案）」、資料2が「患者調査の変更について（案）」です。また、それぞれに参考資料として、昨年12月に諮問した際の資料を添付しております。それから、資料1及び資料2の参考資料1として、第48回及び第49回部会の結果概要、参考資料2として、今回の部会審議において出された意見に基づくメモを添付しております。

それでは、まず医療施設調査の答申案について御報告いたします。資料1の医療施設調査の答申案を御覧ください。

まず、この答申案の構成についてです。答申案は、1ページからの「1 本調査計画の変更」、13ページからの「2 前回答申における今後の課題への対応状況について」、そして14ページ中ほどからの「3 今後の課題」の3つの部分から構成されています。

それでは、答申案の内容について御説明いたします。

まず「1 本調査計画の変更」の「(1) 承認の適否」については、統計法第10条各号の要件にいずれも適合しているため、変更を承認して差し支えないといたしました。ただし、後ほど御説明いたしますが、部会での審議結果を踏まえ、一部計画の修正が必要としております。

次に「(2) 理由等」では、今回諮問された計画の変更等に係わる事項について、変更

内容ごとにその判断の理由を記載しております。また、記載に当たっては、調査計画の変更前と変更後、及び変更理由を一覧できる表を盛り込んでおります。また、部会での審議の結果、修正を必要とされた箇所については、「申請案」と「統計委員会修正案」という形で比較できる表を盛り込んでおります。

それでは、時間も限られておりますので、本答申案のうち部会審議の結果、修正の必要性を指摘したところなどを中心に説明いたします。

まず、調査事項の主な変更についてですが、病院票、一般診療所票及び歯科診療所票に関するものです。

答申案1 ページの「(ア) 変更事項1」を御覧ください。

ここでは、救急医療体制に係る調査事項について、救急対応区分に関し、診療科区分から疾患区分への変更、1週間における救急対応の可否の把握形式に関し、対応可能日数から対応の可否への簡素化等の変更を計画しております。これにより、救急患者の病態のよりの確な把握、報告者負担の軽減等が図られることから、おおむね適当と判断いたしました。

ただし、1週間における救急対応の可否については、「対応している」「対応していない」のみを把握する形式では、救急医療体制の整備の上で必要な輪番制による対応の有無が把握できなくなることから、2ページの表2のとおり、「対応している」場合の内訳として、「ほぼ毎日」及び「ほぼ毎日以外」の選択肢を設けることが必要であることを指摘しております。

続いて、病院票及び一般診療所票に関するものです。3ページの下の方から5ページにかけての「(エ) 変更事項4」を御覧ください。

ここでは、医療情報の電子化の状況に係る調査事項について、表5のとおり、「データの保管を行う場所」「データの利用範囲」「患者への情報提供の方法」及び「SS-MIX標準化ストレージ」を把握する項目を追加することを計画しております。これにより得られるデータは、今後の効果的・効率的な医療提供体制の整備に資するものと認められることから、おおむね適当であると判断いたしました。

ただし「データの利用範囲」の選択肢の一つである「他の医療機関等と連携して利用」については、当該連携の形態として、ほかの医療機関等とネットワークを構築しデータを提供している場合と、CD-R等の電磁的記録媒体でデータを提供している場合の2つのケースがあり、ネットワークの構築の有無は、今後の医療提供体制の整備に当たり重要な情報と考えられることから、表6のとおり、当該有無を把握する補問を追加する必要があることを指摘しております。

また「患者への情報提供の方法」については、表7のとおり、「紙面による提供」を含むこととして例示されております「スキャンデータやPDF等による提供」は「電子的な方法による提供」に該当するものではないかといった疑義を招かないよう選択肢の表現を修正するとともに、各選択肢の定義を本調査の実施要領等に詳細に記載する必要があることを

指摘しております。

続いて、6ページ中ほどから7ページにかけての「(キ)変更事項7」を御覧ください。ここでは、病棟に勤務する保育士に係る調査事項について、調査対象範囲を、従前の子供の患者のケアを行う保育士及び院内保育を行う保育士から、子供の患者のケアを行う保育士のみに変更することを計画しております。これにより得られるデータは、小児医療の充実を図る施策の検討に資するものと認められることから、おおむね適当であると判断いたしました。

ただし、注書きについては「院内保育所に勤務している保育士は含みません。」といった記載では、今回の変更の趣旨が必ずしも明確でないことから、表11のとおり、「子どもの患者に対するケアを行う保育士を記入してください。なお、院内保育所に勤務している保育士は含みません。」といった形に修正する必要があることを指摘しております。

次は、前回答申における今後の課題への対応についてです。13ページの「2 諮問第32号答申『医療施設調査の変更について』における今後の課題への対応状況について」を御覧ください。

本調査は、前回答申において今後の課題として、一般診療所票及び歯科診療所票による調査でのオンライン調査の導入に関し、政府統計共同利用システムの改修状況や、病院票による調査でのオンライン調査の利用実績を踏まえて検討を進めることが指摘されています。この指摘事項に対する厚生労働省の検討結果については、表20として整理、取りまとめをしております。また、この検討結果に関する評価については、13ページの下の方から14ページにかけて記載してあるとおりです。

まず、厚生労働省が、前回答申の指摘を踏まえ、都道府県等を対象としたアンケート調査等を実施し、政府統計共同利用システムの要改善点やオンライン調査の導入の問題点等の把握に努めるとともに、前回調査での病院票による調査におけるオンライン調査の利用実績を分析し、これらの結果に基づき、一般診療所票等による調査へのオンライン調査の導入の可否を検討したことは一定程度評価できるとしています。

しかしながら、平成26年調査において、一般診療所票等における調査へのオンライン調査の導入を見送るとの結論については、その理由とされているオンライン調査の導入に伴う経路機関（保健所等）における業務量の増加について、具体的にどの程度の増加が見込まれるか等が明らかになっていないことから、必ずしも十分な検証・検討となっていないとしております。

これらのことを踏まえますと、平成26年調査において、本調査のオンライン調査の導入に伴う経路機関の業務量の増加の程度等を把握するため、少なくとも一部の一般診療所等を対象として、オンライン調査を試行的に実施する必要があると指摘しています。

なお、14ページ中ほどのなお書きに記載のとおり、厚生労働省では、本委員会の審議結果を踏まえ計画案を変更し、全国の保健所に意向を確認した上で、一般診療所を対象とするオンライン調査の導入の要望がある全ての保健所の管轄内の一般診療所を対象に、試行

的にオンライン調査を導入し、一般診療所及び歯科診療所を対象とするオンライン調査の実施を検討するために必要な情報を得ることとしています。

次に、今後の課題についてです。14ページ中ほどを御覧ください。本調査に係る今後の課題として3点指摘しています。

具体的には、1点目が「時系列変化の把握に配慮した調査項目の設定について」。

2点目が「病院票に係るオンライン調査の利用可能地域の拡大及び利用率の向上について」。

3点目が「一般診療所票及び歯科診療所票に係るオンライン調査の本格導入の検討について」です。

まず、1点目の「時系列変化の把握に配慮した調査項目の設定について」ですが、本調査の調査項目については、これまで調査の都度、変更が行われてきており、その中には一度調査しただけで変更される例も散見されます。

これについては、医療施設の分布及び整備の実態や、診療機能が時代に応じて大きく変化していることから、これに伴い調査項目が変更されることはやむを得ないところですが、同一の調査項目による時系列的な把握を行うことも一方で重要な視点です。

このため厚生労働省は、本調査の調査項目の見直しに当たっては、変化への対応の要請のみならず、時系列的な把握の重要性についても十分留意し、検討することを課題といたしました。

次に、2点目の「病院票に係るオンライン調査の利用可能地域の拡大及び利用率の向上について」です。

病院票について、平成23年の前回調査から政府統計共同利用システムを用いたオンライン調査が導入されましたが、一部の経由機関、これは保健所等を指しますが、一部の経由機関がオンライン調査に対応しないこととしていたことから、オンライン調査の利用が可能な病院が全体の約7割にとどまっており、オンライン調査の利用を希望していた病院が利用できなかった事例も見られました。また、前回調査におけるオンライン調査の利用率は2割弱となっており、より多くの利用が望まれる状況です。このため、厚生労働省は、経由機関及び病院に対して、オンライン調査を実施するメリットを十分に説明・周知し、オンライン調査の利用可能地域の拡大及び利用率の向上に努めることを課題として盛り込みました。

続いて、3点目の「一般診療所票及び歯科診療所票に係るオンライン調査の本格導入の検討について」です。

今回、厚生労働省は本委員会の審議結果を踏まえ、当初計画案を変更し、一部地域で一般診療所を対象にオンライン調査を試行的に実施し、診療所を対象とするオンライン調査の実施を検討するために必要な情報を得る方針です。

このため、厚生労働省は、この試行的実施の結果を踏まえ、オンライン調査の実施に係る課題や問題点、効果等について十分な実態把握を行うとともに、その対策を十分に検討

し、次回の平成29年調査に向けて診療所を対象とする調査へのオンライン調査の本格導入を検討することを課題といたしました。

以上が、医療施設調査の答申案についての説明です。

次に、患者調査の答申案について御報告いたします。資料2の患者調査の答申案を御覧ください。

答申案の構成についてですが、医療施設調査の答申案と同様です。まず、1ページからの「1 本調査計画の変更」、4ページからの「2 前回答申における今後の課題への対応について」、そして6ページからの「3 今後の課題」と3つの部分から構成されています。

それでは、答申案の内容について説明いたします。

まず「1 本調査計画の変更」の「(1) 承認の適否」については、統計法第10条各号の要件にいずれも適合しているため、変更を承認して差し支えないといたしました。調査計画の変更としては、調査方法及び集計事項についての変更が計画されておりますが、審議の結果、いずれも適当と判断されたことから、修正点は付しておりません。

次に「(2) 理由等」ですが、そこにおいて、今回諮問された計画の変更等に係る事項について、変更内容ごとにその判断の理由を記載しております。また、記載に当たっては、調査計画の変更前と変更後、及び変更理由を一覧できる表を盛り込んでおります。

それでは、本答申案のうち主なものを中心に説明いたします。

1ページ以降の「ア 調査事項の主な変更」及び3ページの「イ 集計事項の変更」については、審議の結果、修正する必要性を指摘した事項はありませんでしたので、時間の関係上説明は割愛いたしたいと思っております。

また、3ページの下「ウ 調査方法の変更」については、前回答申における今後の課題に対応した結果の変更であるため、その内容についてはこの後の前回答申における今後の課題への対応について説明いたします。

次に、前回答申における今後の課題への対応状況について御説明いたします。4ページの下「2 諮問第33号答申『患者調査の変更及び患者調査の指定の変更について』における今後の課題の対応状況について」を御覧ください。

本調査は、前回答申において今後の課題として2点指摘されています。具体的には、1点目がDPC調査やレセプトの情報の利用に向けた検討、2点目が政府統計共同利用システムを用いたオンライン調査の導入の検討です。これらの指摘事項に対する厚生労働省の検討結果については、5ページに表3として整理・取りまとめをしております。この検討結果に関する評価については、5ページから6ページに記載しているとおりで、次の点が認められることから、前回答申の指摘事項に関する対応として評価しているとしております。

まず、1点目のDPC調査やレセプトの情報の利用に向けた検討につきましては、平成23年度及び24年度に、本調査におけるDPC調査やレセプトの情報の利用の可否や利用方法等について、外部有識者の研究を踏まえて検討を行った結果、平成26年調査において、電子調査票にDPC調査及び電子カルテの情報等を読み込む機能を付加することを計画しているこ

と。

2点目の政府統計共同利用システムを用いたオンライン調査の導入の検討につきまして、共同利用システムを用いたオンライン調査の導入の可否や導入範囲等について、共同利用システムの現状、オンライン調査の導入効果など多面的に検討した結果、平成26年調査において病院を対象とする調査にオンライン調査を導入することを計画していること。

なお、一般診療所及び歯科診療所を対象とした調査については、従来どおり郵送調査により実施することとしていますが、これはオンライン調査の導入に当たり、経由機関である都道府県等の業務負担等の実態を把握する必要があること等から、現時点ではやむを得ないものと考えられるとしております。

最後に「今後の課題」について、6ページの中ほどを御覧ください。本調査に係る「今後の課題」として、一般診療所及び歯科診療所を対象とする調査へオンライン調査の導入を検討することを指摘しています。

本調査については、今回の平成26年調査から病院を対象とした調査において、新たに共同利用システムを利用したオンライン調査を実施することとしている一方、診療所を対象とした調査は、従来どおり郵送調査により実施することとしております。

このため、今回の平成26年調査における病院を対象とする調査でのオンライン調査の実施結果の分析等を通じて、オンライン調査の実施上の課題や問題点、効果等について十分な実態把握を行うとともに、その対策を十分に検討し、この結果を踏まえ、次回の平成29年調査に向けて診療所を対象とする調査へのオンライン調査の導入を検討することを課題といたしました。

以上が、患者調査の答申案についての報告です。

最後に、資料1及び資料2の参考資料2として添付しておりますメモを御覧ください。

今回の部会では、前回答申における今回の議題の指摘もあり、オンライン調査の推進について審議いたしました。この際、審議協力者である地方公共団体から地方公共団体経由の統計調査におけるオンライン調査の実施に関して、重要な意見が出されました。私としてはこれを重く受けとめており、医療施設調査及び患者調査に限らず、地方公共団体経由の統計調査に共通する問題であることから、部会長として一言意見を申し述べたいと思い、メモを作成いたしましたので、最後にこれを読み上げます。

医療施設調査及び患者調査の変更に係る部会審議の際に出された意見に基づくメモ

○統計調査のオンライン化の推進を図るための対応について

オンライン調査の推進については、「経済財政運営と改革の基本方針」（平成25年6月14日閣議決定）において、「統計データについては、オンライン調査の徹底に関し、その推進を図ること」とされています。

これを踏まえ、平成26年に実施される医療施設調査では、従前からの病院票に係る調

査に加え、一般診療所に係る調査においても一部地域を対象にオンライン調査を導入することとされ、また、患者調査でも、病院を対象とした調査にオンライン調査を新たに導入することとされています。

こうした医療施設調査及び患者調査におけるオンライン調査については、総務省（統計局）が中心となって運用している「政府統計共同利用システム」を利用して実施されると聞いております。

このため、オンライン調査の推進に当たっては、同システムについても、急激に変化しているオンライン環境等の動向を踏まえつつ、政府一体となって、より一層有用なものとなるよう、その改善に努める必要があります。今回の部会審議においても、答申には記載しておりませんが、審議協力者として御出席の地方公共団体から、「統計調査のオンライン化を進めるに当たっては、経路機関における調査関係業務がオンライン上で簡単にできるようにし、当該業務の効率化につながるよう配慮していただきたい」との意見も出されました。

オンライン調査の実施には、報告者の負担軽減や利便上の向上、正確な統計の作成など多くの面で大きなメリットがあります。同システムは各府省が共同で利用する基盤であり、各府省がシステムに対応するための業務処理手順の見直しや工夫を検討していただくことはもちろんですが、同システムの改善も、オンライン調査の推進上、極めて重要であると考えます。

したがって、政府においては、同システムの改善をより一層推進する観点から、必要なリソースの確保、報告者・各府省からの改善要望等の更なる把握や共有などを行うことにより、政府一体となって改善の取組を行うことを、公的統計の整備について責任を担う統計委員会の一員として、期待します。

以上、報告します。

以上で、私からの報告を終了いたします。ありがとうございました。

○西村委員長 ありがとうございました。

ただいまの御説明について、御意見・御質問等がありますか。

（「なし」と声あり）

○西村委員長 それでは、特に御質問・御意見等がないようであれば、答申案についてお諮りしたいと思います。

「医療施設調査の変更について」及び「患者調査の変更について」の本委員会の答申は、資料1、資料2のとおりとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○西村委員長 異議なしということで、それでは資料1、2によって、総務大臣に対して答申いたします。ありがとうございました。

人口・社会統計部会に所属された委員、専門委員の方々には、部会での御審議、本当に

どうもありがとうございました。

それでは、次の議題に移りたいと思います。

諮問第65号「商業動態統計調査の変更及び商業動態統計調査の指定の変更について」（諮問）について、総務省から御説明をお願いします。

○坂井国際統計企画官 それでは、政策統括官室から説明いたします。

お手元の資料3を御覧ください。案件ですが、諮問第65号、先ほど委員長から御紹介がありましたとおり、経済産業省所管の商業動態統計調査の変更及び商業動態統計調査の指定の変更という2つになっております。事務局からは、調査の概要、主な変更点及び審議すべき重点事項の3点につきまして、簡潔に説明いたします。

まず、クリップを外していただきまして、資料3の一番後ろにつけております資料3の参考を御覧いただきたいと思います。

ページは飛びまして申し訳ございません。7ページ目を御覧ください。

まず1つ目は、調査の概要でございます。本調査は、昭和28年から実施されている歴史が長い統計調査です。調査の対象ですが、日本標準産業分類の卸売業・小売業の数にして1万8,000事業所及び企業を対象にしております。調査票については甲乙丙丁の4種類ありまして、甲乙丙は事業所を対象に実施するもの、丁は企業を対象に実施するものです。

オンライン調査の導入状況につきまして簡単に説明しますと、下の調査系統の欄を御覧いただきたいのですが、都道府県を経由するものと、経済産業省から直轄で事業所又は企業に調査されるものの計3系統がありますが、いずれについても、既にオンライン調査は導入済みとなっております。

1枚おめくりいただき、裏面の8ページを御覧ください。ここに結果の利用状況を記しております。上の行政施策上の利用の欄につきましては、景気動向指数ですとか、月例経済指標等、政府における景気判断の重要な指標の基礎データとして活用されております。

次に、金融機関等における利用動向につきましては、金融経済月報等で利用されております。全国、地域別の基調判断のための基礎資料となっております。

2つ目は、今回調査計画の変更です。お戻りいただきまして、資料3の参考の1ページを御覧ください。「諮問の概要」の「2 変更の概要」の部分ですが、大きく分けて（1）は調査計画そのものの変更、1枚おめくりいただきまして、3ページの下の方に（2）指定の変更があります。かいつまんでポイントのみ説明します。

（1）ですが、①は調査対象範囲の変更です。従来の「百貨店」、「スーパー」及び「コンビニエンスストア」に加えまして、今回からは景気動向のよりの確な把握に資するため、新たにこれらと同規模の「家電大型専門店」、「ドラッグストア」、「ホームセンター」を追加しております。

②は報告を求める者の変更で、3つあります。変更事項1は省略いたしますが、1枚おめくりいただきまして、2ページを御覧ください。ここでは、追加業種がありますが、これは、一定規模以上の企業が対象の調査となります関係上、それぞれの抽出の基準といた

しまして、売場面積、または店舗数、または年間販売額を設定しております。

続きまして、「U変更事項3」です。先ほど来ご説明しておりますとおり、本調査は小売業に関して、事業所調査と企業調査から構成されております。その関係で、従来の調査ですと、一部業種に対象の重複がありました。今回は重複をなくすという改善がなされております。

続きまして、「③報告を求める事項」で、2つあります。

1つ目の「A変更事項1」ですけれども、追加する3つの業種について、都道府県におけるきめ細かな景気動向を把握するなどのため、商品別と都道府県別の月間商品販売額、都道府県別月末店舗数などを追加しております。

2つ目は、第Ⅱ期基本計画答申でも言及されておりますが、国民経済計算の四半期GDP速報における流通在庫の推計精度の向上に資するために、期末商品手持額の商品分類の細分化が図られております。

続きまして、3ページの④を御覧ください。ここは集計事項です。

変更事項の1は飛ばさせていただいて、変更事項の2ですが、平成19年に標準産業分類が改定されました。これに伴い母集団名簿として経済センサスー活動調査のデータが入りましたので、「無店舗小売業」というものが、新たに今回から表章が可能になります。以上が(1)の分です。

次に(2)が指定の変更部分です。1月の委員会で御答申いただいた結果、指定の変更が必要な統計は残り3統計となっており、本件はそのうちの一つです。新しい統計の名称なのですが、「商業動態統計(案)」という方向で変更予定としております。

続きまして、1枚おめくりいただき、最後に3つ目といたしまして、審議すべき重点事項について政策統括官室として網羅的に記載したものを御覧いただきたいと思っております。

今回の諮問に際しましては、重点事項は幅広に明記しました。大きく観点ごとに分類いたしますと、第Ⅱ期基本計画答申に関連したものが3つ、それとSNA等への対応に関するものが1つ、そして前回答申の課題も含めておりますが、調査計画の変更そのものが4つの計8点となっております。

ポイントのみ簡単に説明します。

(1)ですが、基本計画答申関係で、国民経済計算と一次統計の連携の問題で、果たして今回の統計調査計画の変更が適切に対応されているのかどうかについて、部会等で御審議いただきたいと考えております。

(2)及び(3)は省略しまして、(4)の集計・公表方法ですが、今回の一体的集計について、その一体的集計の方法が妥当なのか、それと、公表時期のさらなる早期化の可能性はないのか等について、部会等で御審議いただければと考えております。

(5)は省略しまして、(6)です。ここは、やや抽象的でわかりにくいと思っておりますので、若干解説いたします。

第Ⅱ期基本計画答申におきましては、経済センサスの新たな枠組みを検討するというこ

とが明記されております。本統計調査も、基本的に重要な経済統計の一つであることから、このような諮問、答申の機会に、将来的な新たな経済センサスの枠組みの検討を視野に入れまして、一つ一つ、一步一步確認していくという趣旨で明記しております。

(7) は、オンライン調査の対応ということで、先ほど申しましたとおり、現在、3つの調査系統それぞれについてオンライン調査は導入済みですが、さらなる推進の余地はないのか。隘路としてはどういったものがあるのか。そういったところについて、部会等で御審議いただきたいと思っている次第です。

そして、(8) ですが、基本的に(1)～(7)までの7つの重点事項に包摂されており、今回の調査計画案を見させていただいたところ、ほぼ対応済みとなっております前回答申の課題等を(8)に確認的に明記しております。

事務局からの説明は以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。

本件は、サービス統計・企業統計部会に付議し、詳細については同部会で審議いただくことといたしますが、ここで特段の御質問、あるいは御意見はありませんか。

(「なし」と声あり)

○西村委員長 では、本件については、サービス統計・企業統計部会で御審議をいただき、その結果について本委員会に御報告いただくことといたします。

廣松部会長、よろしく願いいたします。

それでは、次の議事に移ります。

今回諮問された案件の審議に参加いただくために、資料4のとおり2名の専門委員が本日3月24日付で任命されています。また、統計委員会で第1条第2項の規定により、部会に属すべき専門委員は委員長が指名するとされておりますので、諮問に合わせて資料5のとおり指名させていただきたいと思っております。よろしく願います。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○西村委員長 どうもありがとうございます。

「その他」について進めさせていただきたいと思っております。

私が委員長に就任してから初めて諮問がなされましたので、今後の統計委員会及び部会の運営について、私の考え方を示させていただきたいと思っております。

まず、基本的な考え方としまして、統計の作成者と利用者の双方を常に念頭に置き、そして国民全体の負担と便益の双方を比較しながら審議を進めていきたいと考えております。

また、審議においては、選択と集中でよりメリハリをつけて、重要な内容については十分審議を尽くす一方で、軽微な内容については審議の回数や時間を減らして効率化を図っていきたいと考えております。

委員の皆様におかれましてはもとより、御出席いただいている関係府省の皆様におかれましても、このような考え方に沿った審議の進め方に御理解と御協力をお願いいたします。

特に、御意見はないでしょうか。

それでは、本日の議題は以上ですので、最後に次回の日程について、事務局から連絡をお願いいたします。

○村上室長 次回の日程ですが、4月は飛びまして、5月12日月曜日の14時から、この建物の11階第1特別会議室、この会議室で開催する予定です。詳細につきましては、別途御連絡いたします。

○西村委員長 以上をもちまして、第74回「統計委員会」を終了いたします。

ありがとうございました。